スーパードラッグコスモス善通寺店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年10月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式会社コスモス薬品	
名称及び住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	
大規模小売店舗の	スーパードラッグコスモス善通寺店	
名称及び所在地	善通寺市与北町字西原3318番1ほか	
変更しようとす	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
る事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	
	変更前	午後8時
	変更後	午後9時45分
	(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
	変更前	午前9時30分から午後8時30分
	変更後	午前9時30分から午後10時
	(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	
	変更前	1箇所(位置については、別図のとおり)
	変更後	3箇所(位置については、別図のとおり)
	※なお、「別図」は	省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に
	供する。	
変更年月日	平成19年9月29日	
変更理由	お客様の利便性向上のため、及び隣接国道の供用開始に伴い、来客車両	
	の来店及び退店を円	滑にするため。

2 届出年月日 平成19年9月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課	
縦覧期間	平成19年10月4日(木曜日)から平成20年2月4日(月曜日)まで	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成20年2月4日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺 市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容	
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ	